

毎週火、金曜日発行（但休日に発行なき日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 牛の結核病検査等の実施
種畜証明書の交付
道路位置の指定

第十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者推せん要領
健康保険法の規定による保険医の登録

◇公安告示 交通信号機の設置等の委任
◇公告 昭和三十六年度鳥取県職員採用初級試験の実施

告示

鳥取県告示第五百一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病検査、ブルセラ病検査及び肝てつ検査並びに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六

年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病並びに肝てつ予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査 ツベルクリン皮内反応検査
 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応
 肝てつ検査 皮内注射反応法又は虫卵検査法
 肝てつ駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与
 別表 結核病、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	
九月四日	九月七日	気高郡青谷町勝部区 楠根検診所
"	"	東伯郡関金町山守区 山守"
"	"	三朝町三徳区 三徳"
"	"	小鹿区 小鹿"
"	"	三朝区 三朝"
五日	八月	関金町矢送区 矢送"
"	"	三朝町旭区 旭"
六日	九月	気高郡青谷町日置区 河原"
"	"	倉吉市上小鴨区 上小鴨"
"	"	小鴨区 小鴨"
七日	十日	倉吉区 倉吉"

"	八日	"	十一日	"	高城区	高城"
"	九日	"	十二日	"	北谷区	北谷"
"	十一日	"	十四日	"	気高郡青谷町中郷区	川積"
"	"	"	"	"	東伯郡東伯町下郷区	下郷"
"	"	"	"	"	泊村	泊"
"	"	"	"	"	東郷町舎人区	舎人"
"	十二日	"	十五日	"	気高郡青谷町日置谷	大坪"
"	"	"	"	"	東伯郡東伯町下郷	下郷"
"	"	"	"	"	東郷町花見	花見"
"	十三日	"	十六日	"	気高郡青谷町青谷区	青谷"
"	"	"	"	"	東伯郡東伯町上郷	上郷"
"	"	"	"	"	倉吉市西郷区	西郷"
"	"	"	"	"	上井区	上井"
"	"	"	"	"	東伯郡羽合町長瀬	長瀬"
"	"	"	"	"	浅津	浅津"
"	十五日	"	十八日	"	東伯町古布庄	古布庄"
"	"	"	"	"	浦安	浦安"
"	十六日	"	十九日	"	"	"
"	"	"	"	"	八橋	八橋"
"	十八日	"	二十一日	"	"	"

"	十九日	"	二十二日	"	北条町下北条	下北条"
"	"	"	"	"	赤碕町赤碕区	赤碕"
"	二十二日	"	二十五日	"	成美区	成美"
"	"	"	"	"	日野郡日野町	根雨、高尾、 濁谷、板井原"
"	二十五日	"	二十八日	"	東伯郡赤碕町安田区	安田"
"	二十六日	"	二十九日	"	"	"
"	"	"	"	"	倉吉市社區	社"
"	"	"	"	"	日野郡日野町	舟場、三谷、 野田、安原、 下榎"
"	二十七日	"	三十日	"	倉吉市社區	社"
"	"	"	"	"	東伯郡赤碕町以西	以西"
"	二十九日	"	十月二日	"	北条町中北条	中北条"
"	"	"	"	"	倉吉市上北条区	上北条"
"	三十日	"	三日	"	東伯郡東伯町岩船	岩船"
二 肝てつ検査並びに駆除						
実施期日	実施区域	実施場所				
九月四日	気高郡青谷町勝部区	楠根検診所				

"	六日	"	"	"	日置区	河原"
"	十一日	"	"	"	中郷区	川積"
"	十二日	"	"	"	日置谷区	大坪"
"	十三日	"	"	"	青谷区	青谷"

鳥取県告示第五百二号
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八
 条第一項の規定による種畜証明書交付の通報が次のとお
 りあつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十六年九月一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

種番証明書 番号	名前	種類	生年月日	産地	血統	検査成績	飼養者
第一〇号	ヒストンロー ズチドリカシ リギニ二三	中ヨーク シヤード種	八三三、 八一五	神奈川県	チドリバゼ ンアツアツ タミ三九、 六三九	ヒストンロー ーズジャミ アシツキ一 二〇、七四二	橋本 龜市
第一二号	佐伯秀峰三二 SA〇一五	日本ザーネ ン種	三二、 四一五	広島県	S一三五本 一、一〇一	らむせつこ 本四、二一九	徳安 弘年
第一三三号	ヒロ三二一九 四三	日本コリデ ル	三、 三二	本	一七八一五 六八七	B P 六六四 五二本四〇九六	山尾致章
第一四号	第九楼	黒毛和種	三三、 三一	八頭郡 河原町	石寿	第八さくら	八頭郡 船岡町
第一五号	明美	"	三三、 三一	鳥取県 米子市	第五栄光	まつ一	"
第一六号	橋本	"	八三、 三〇	八頭郡	西秀	ゆうひ	"
第一七号	頼寿	"	四、 二〇	"	石寿	もりくら	"
第一八号	手皮谷	"	五、 一八	"	"	てびだにぐ ち二	"
第一九号	岩常	"	一、 二五	島根県 大田市	第四十岩田	第五ときわ みどり	"

種番証明書 番号	名前	種類	生年月日	産地	血統	検査成績	飼養者	
昭和三六 鳥取一 第一号	第十六栄竜	黒毛和種	三二、 二一〇	鳥取県 八頭郡	日翠	第七くさ かべづる	二級 岩美郡 福部村	山根憲太郎
第二号	春秀一	"	三三、 二五	"	照進	はるひで	"	岩美町
第三号	鶴竹	"	三一、 一八	"	沢鶴	ほそや	"	鳥取市
第四号	久光	"	六三、 二八	"	日下部 寿竜	さくの	"	岩美郡 国府町
第五号	ソイチク三二 八、四一〇種一	中ヨークシ ヤード種	三二、 八一	千葉県	印播二九 九六八	綜番二九 一二五〇	"	鳥取市
第六号	リツチセルザ ファイルト静 四、〇八七	バークシヤ ード種	三三、 四五	静岡県	第一リツチ セルザ レシデント ド	ハマチク シズカロ ピンフツ	"	"
第七号	豊高	黒毛和種	三二、 六五	鳥取市	豊参	第三かけい	"	森本 平造
第八号	豊松	"	三三、 二〇	鳥取市	気高郡	たけもと	"	気高郡 鈴木 光寿
第九号	栄高	"	五三、 三一	西伯郡 岸本町	第五栄光	ほまれ	"	芳田 繁松

// 第三二号	花信	三三、二七	花秀	あき	東伯郡北条町	岩垣 実憲
// 第三三号	花浜	二、一五	花栄	第四こはま	三朝町	野見 邦一
// 第三四号	花光	一〇、一	花秀	くらみつ	倉吉市	山口 収
// 第三五号	花塚	九、五	入吉	たけなか	東伯郡三朝町	川北 庄一
// 第三六号	入垣	九、一〇	入吉	いくた	倉吉市	中垣覚次郎
// 第三七号	花政	四、二九、二六	花栄	第二やまね	倉吉市	松島 巖
// 第三八号	花富	一、一〇	花秀	第四たから	東伯郡三朝町	西村 節夫
// 第三九号	花晴	一〇、八	花政	たけなか	北条町	西村 昌晴
// 第四〇号	花東	六、九	花政	わかもと一	三朝町	川北 庄一
// 第四一号	花公	九、二	花政	よし	倉吉市	長江 公夫
// 第四二号	花輝	八、二三	花秀	かどわき	東伯郡	斉尾 晃
// 第四三号	花郷	九、二五	花秀	あさま	東伯郡	種子 鶴一

// 第二〇号	一春	五、一	日下部寿竜	第八あたり	鳥取県八頭郡	日下部寿竜
// 第二一号	第二福本	三、五、一	明美	ふくもと	倉吉市	小松 善一
// 第二二号	宗一	二、六	農栄	第一たにひ	若桜町	津村 繁治
// 第二三号	清谷	二、四	石寿	きよつる	河原町	田中 稔
// 第二四号	昭宮	三、四、九	豊高	第六十七み	用瀬町	山崎 雄三
// 第二五号	中村	七、二三	日下部寿竜	みつきり	八東町	尾崎 幹夫
// 第二六号	花福	三、三、一八	花秀	くらみつ	東伯郡	山根 仲寿
// 第二七号	栄富	二、九、三〇	益広	こまち	東伯郡	本庄寿美恵
// 第二八号	花王	一、四、一	花政	ひので	関金町	小林 鉄治
// 第二九号	入松	一、一	入徳	あき	倉吉市	安藤 修一
// 第三〇号	花徳	三、三、一八	花秀	あさま	倉吉市	松井 秋光
// 第三一号	花義	五、二七	花政	第二まつし	倉吉市	池田 喜彦

第五六号	光竜	九三〇、二〇	鳥取県	のぶはな	二級		
第五七号	第十五栄光	一三二、一一	境港市	なかとみ			
第五八号	花若	五三、二六	倉吉市	やずみ			
第五九号	第三十七スプ リンゴボシユ フォーブス	三〇、二九	岩手県	第二チーデ ブリートマ タドリア			
第六〇号	カーネーション ンブマジデン トラツシ	二九、一五	鳥取県 東伯郡	カーネーション ヨシラツシ チヤク	一級		
第六一号	第五スプリン グホーブルジ エマイマ	三二、四、九	岩手県	第二アリダ スター	二級		
第六二号	第二十七パ ストグロリー	三三、一六	宮崎県	ホープロメ オバクオ ーガスタ			
第六三号	第六スプリン グアリダー ムビー	一〇、三〇	岩手県	ジエマイマ アフケ			
第六四号	第五十二サイ プリンランド	三四、一七		第六オーム スピーホーム			

第四四号	花鳥	四五、二〇	東伯郡	花郷			亀本 又燿
第四五号	花鈴	四、二		てしま			田口 朝信
第四六号	水穂	三三、一〇		あさひ			真山 光雄
第四七号	花山	七一、一六		さつき			赤碕町
第四八号	花勝	三八、二六		やすみや			赤碕町
第四九号	久福	三三、二	兵庫県	いし明			赤碕町
第五〇号	博参	五、一五	鳥取県 米子市	あさいし			赤碕町
第五一号	福宮土井	六、二	兵庫県	さかよノ五			赤碕町
第五二号	朝寿	三四、九	鳥取県 八頭郡	あさ			赤碕町
第五三号	豊国	七、二七	兵庫県	むらまさ二			赤碕町
第五四号	道雄	八、一〇	鳥取県 八頭郡	みちを			赤碕町
第五五号	豊参	七、五	西伯郡	ゆたか	一級		赤碕町

第三号	第十四栄光	博美	三二、二五	米子市	第六栄光	しげひこ	船原典
第四号	博美	博美	三二、二五	米子市	第六栄光	しげひこ	船原典
第五号	第十三栄光	大勢	三二、二五	西伯郡	第五栄光	うづき五	橋本誠之助
第六号	大勢	大勢	三二、二五	西伯郡	第五栄光	うづき五	橋本誠之助
第七号	第二悠栄	幸英	二、一七	日野郡	第十四栄光	てつよ	大下茂
第八号	幸英	幸英	二、一七	日野郡	第十四栄光	てつよ	大下茂
第九号	憲山	憲山	一、一五	米子市	第十五栄光	おさな	山本憲
第一〇号	精栄	精栄	一、一五	米子市	第十五栄光	おさな	山本憲
第一一号	第四玉栄	精栄	一、一五	米子市	第十五栄光	おさな	山本憲
第一二号	長香	精栄	一、一五	米子市	第十五栄光	おさな	山本憲
第一三号	プリンス	精栄	一、一五	米子市	第十五栄光	おさな	山本憲
第一四号	殿森	精栄	一、一五	米子市	第十五栄光	おさな	山本憲

第六五号	スプリングサ	山形県	第四十五S	KDサニ	ク	野口宗一郎
第六六号	ヒストンウツ	鳥取県	第十五ヒス	鳥種二五	ク	野口宗一郎
第六七号	ヤエザクラ	神奈川	カナ五十六	スオ三	ク	野口宗一郎
第六八号	グレミヤスア	岩手県	予イテ	予イテ	ク	野口宗一郎
第六九号	松谷	岩手県	予イテ	予イテ	ク	野口宗一郎
第七〇号	松吉	岩手県	予イテ	予イテ	ク	野口宗一郎
第七一号	桃山	岩手県	予イテ	予イテ	ク	野口宗一郎
第七二号	中牧六〇一五	岩手県	予イテ	予イテ	ク	野口宗一郎
第一号	栄広	鳥取県	益広	いちみや	ク	野口宗一郎
第二号	仲山	鳥取県	第十二栄光	まさはる	ク	野口宗一郎

第十五号	賢明	二、五	鳥取県	第二難波	ひさし	二級	東伯郡	加川
第十六号	中秀	一、三	岡山県	はなひら	二級	赤碓町	鳥取県種畜	潔
第十七号	第六吉花	三、四、七	鳥取県	ことぶき	一級	赤碓町	鳥取県種畜	
第十八号	第十八栄光	五、二、三	西伯郡	ふくなり	一級	赤碓町	鳥取県種畜	
第十九号	第十二栄光	二、九、三	西伯郡	るり	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十号	大山	一、〇、一	西伯郡	憲山	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十一号	天竜	七、一	西伯郡	しばた五	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十二号	福澄	三、二、六	米子市	ともこ	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十三号	美山	四、三、三	米子市	さかみ	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十四号	第二寿広	二、九、一〇、二五	西伯郡	かじま	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十五号	山崎	三、五、一八	西伯郡	むらはし	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十六号	第一西村	一、四、一、二〇	西伯郡	第六栄光	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十七号	民栄	一〇、二〇	西伯郡	第六栄光	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十八号	光明	七、二、四	西伯郡	なかひめ	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十九号	ヘラルドロビ	三、三、四	神奈川県	第十二栄光	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三〇号	どん本加納	三、四、一	島根県	依田花吹雪	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三一号	花谷	五、二、五	鳥取県	花政	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三二号	第二博美	七、三、三	米子市	春風	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三三号	花河	五、二、八	東伯郡	花秀	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三四号	悠栄	三、一、二、八	西伯郡	第五栄光	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三五号	浩	一、三、〇	米子市	綱吉	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三六号	共栄	三、四、八、三〇	西伯郡	春風	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三七号	第三悠栄	六、一	日野郡	悠栄	二級	赤碓町	鳥取県種畜	

第十五号	賢明	二、五	鳥取県	第二難波	ひさし	二級	東伯郡	加川
第十六号	中秀	一、三	岡山県	はなひら	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第十七号	第六吉花	三、四、七	鳥取県	ことぶき	一級	赤碓町	鳥取県種畜	
第十八号	第十八栄光	五、二、三	西伯郡	ふくなり	一級	赤碓町	鳥取県種畜	
第十九号	第十二栄光	二、九、三	西伯郡	るり	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十号	大山	一、〇、一	西伯郡	憲山	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十一号	天竜	七、一	西伯郡	しばた五	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十二号	福澄	三、二、六	米子市	ともこ	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十三号	美山	四、三、三	米子市	さかみ	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十四号	第二寿広	二、九、一〇、二五	西伯郡	かじま	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十五号	山崎	三、五、一八	西伯郡	むらはし	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十六号	第一西村	一、四、一、二〇	西伯郡	第六栄光	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十七号	民栄	一〇、二〇	西伯郡	第六栄光	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十八号	光明	七、二、四	西伯郡	なかひめ	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第二十九号	ヘラルドロビ	三、三、四	神奈川県	第十二栄光	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三〇号	どん本加納	三、四、一	島根県	依田花吹雪	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三一号	花谷	五、二、五	鳥取県	花政	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三二号	第二博美	七、三、三	米子市	春風	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三三号	花河	五、二、八	東伯郡	花秀	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三四号	悠栄	三、一、二、八	西伯郡	第五栄光	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三五号	浩	一、三、〇	米子市	綱吉	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三六号	共栄	三、四、八、三〇	西伯郡	春風	二級	赤碓町	鳥取県種畜	
第三七号	第三悠栄	六、一	日野郡	悠栄	二級	赤碓町	鳥取県種畜	

(一) 労働組合は、別紙(一)の推せん書に次の書類を添えて所定の期間内に所轄労政事務所長を経由して知事に提出すること。

イ 労働組合資格審査申請書(別紙(二))

ロ 組合規約

ハ 労働協約

ニ その他資格立証に必要とする資料

現在立証のため労働委員会に手続中のものは、労働組合資格審査申請書(別紙(二))の備考欄に付記

別紙

(一) 昭和 年 月 日

所在地

労働組合名又は使用者団体の名称

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿
推 せ ん 書

労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として次の者を推せんします。

すること。

(二) 使用者団体は、別紙(一)の推せん書を所定の期間内に所轄労政事務所長を経由して知事に提出する。

四 推せんすることができる候補者の数

別に制限はないが、二人以上になる場合は順位を付すること。

五 推せん期間

昭和三十六年九月一日から昭和三十六年十月五日まで

別紙

(二) 労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

所在地

労働組合名及び代表者氏名

鳥取県地方労働委員会

会長 花 房 多喜雄 殿

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推せん手続に参加したので、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第五条第一項の規定により資格を審査してくださるよう左記書類を添えて申請します。

氏名	生年月日	現住所	労働者 所属組合名及び 地位	労働者 所属職場名及び 地位	経歴	備考
			労働者 地位 使用者 所属会社 事業場 及び 地位			

(注) 経歴欄には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等できるだけ詳細に記入すること。

記

一 労働組合規約

二 労働協約

三 その他

鳥取県告示第五百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

00372

昭和三十六年九月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗
氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
尾県寛明 日野郡日野町 鳥医八七一 昭和三六、
根雨日野病院内 八二五

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定に基づき、次のとおり交通信号機の設置及び管理を委任する。

昭和三十六年九月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 設置及び管理者

鳥取市富安二一七の二 中山土建株式会社

二 設置する場所

鳥取市中茶屋九八番地地先

鳥取市中茶屋一二四番地地先

三 設置する期間

昭和三十六年八月二十日から昭和三十六年九月三十日まで

公 告

昭和三十六年度鳥取県職員採用初級試験について次のとおり公告する。

昭和三十六年九月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 寛 蔵

一 試験の対象となる職

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
一般事務 (A)	若干人	知事部局、教育委員会事務局、警察本部等に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務 (B)	約二十人	知事部局、教育委員会事務局、警察本部等に勤務し、職務の内容は「一般事務(A)」とほとんど同じですが、「女子を扱う管理又は対外折衝等の業務並びに女子に課するに不適当な勤務に従事します。」知事部局、教育委員会事務局等に勤務し、技術職の業務に従事します。
土木	若干人	
建築	若干人	

二 受験資格

00973

- 1 学歴 学歴は問いませんが、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- 2 年齢及び性別

試験区分	年 令 及 び 性 別
一般事務 (A)	昭和十三年四月二日から昭和十九年四月一日までに生れた者で、男女の別を問いません。
一般事務 (B)	昭和十三年四月二日から昭和十九年四月一日までに生れた者で、男子に限ります。
土木	
建築	

- 3 受験できない者 次の各号の一に該当する者は、受験できません。
- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

三 第一次試験

1 方法

「一般事務(A)」、「一般事務(B)」では教養試験と適性試験を、「土木」、「建築」では教養試験と専門試験を、次の基準に基づいて高等学校卒業程度において行ないます。

- (1) 教養試験 試験の区分にかかわらず、公務員として必要な一般能力及び教養について択一式により行ないます。
- (2) 適性試験 初級職員として必要な適性を有するかどうかについて択一式により行ないます。
- (3) 専門試験 試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて択一式に

より行ないます。なお、専門試験は、それぞれ次の各分野から出題されます。

試験区分	分野
土木	数学、応用力学、測量、土木施工、水工、通路、橋梁、鉄筋コンクリート、水理、土木材料等
建築	数学、構造力学、建築構造、建築法規、建築計画、建築設備、測量、構造計算、建築史、建築施工、建築材料等

2 日時及び場所

昭和三十六年十月八日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表

昭和三十六年十月十四日(土)に県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

四 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行ないます。

1 方法

- (1) 口述試験 主として人物について個別面接による試験を行ないます。
- (2) 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。
- (3) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

2 日時及び場所

昭和三十六年十月下旬に鳥取市において行ないますが、第一次試験合格者に通知します。

五 最終合格者の発表

昭和三十六年十一月月上旬に県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

六 合格から採用まで

1 合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者の全部が必ず採用されること

は限りません。

2 採用候補者名簿の効力は、原則として一年間です。

3 給与は原則として、給料月額八、三〇〇円(九、五〇〇円になる見込み。)(行政職給料表六等級二号給)を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤奨手当等が支給されます。

七 受験手続及び受付期間

1 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

2 申込み

申込用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはつてください。切手のはつてないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十六年九月十五日(金)から昭和三十六年九月二十七日(水)午後五時まで。郵送の場合は、昭和三十六年九月二十七日(水)午後五時までの着信に限りません。

八 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。